

平成28年度から軽自動車税が変わります

地方税法の一部改正により、平成28年度から原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車等の税率変更が行われます。変更内容は次のとおりです。

○原動機付自転車及び小型二輪車等

平成28年度から新税率が適用されます。

車 種 区 分		現 行 税 率	新 税 率
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円

○軽自動車

- ・平成27年4月1日以後に新車新規登録される車は新税率が適用されます。
- ・平成27年3月31日以前に取得されている車及び新車新規登録済みの車は、登録後13年まで現行税率のままです。
- ・新車新規登録から13年を超える車は、平成28年度から重課税率が適用されます。

車 種 区 分			現行税率	新 税 率	重課税率
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※平成27年4月1日以降の登録車で適用要件に該当すると、グリーン化特例（軽課）が適用されます。詳細は、町ホームページをご覧ください。

○廃車・譲渡・盗難のときは届け出をお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車、譲渡、盗難などで車両がない場合でも、届け出をしないと登録に基づき、いつまでも課税されます。

届け出が済んでいない方は、3月末までに手続きをして下さい。

○手続き先

- ・軽自動車 軽自動車検査協会千葉事務所 ☎050-3816-3114
- ・軽二輪及び小型二輪 千葉運輸支局 ☎050-5540-2022
- ・原付及び小型特殊自動車 役場町民課（2番窓口） ☎2112